

平成24年度薬事検査について

平成24年度は健康福祉局医療安全課の依頼により、いわゆる健康食品の試買検査を実施しました。

◇ いわゆる健康食品等の検査

「ダイエット」、「痩身」等を標榜している「いわゆる健康食品」7検体について、センナ、フェンフルラミン、N-ニトロソフェンフルラミン、エフェドリン、プソイドエフェドリン、メチルエフェドリン、ノルエフェドリン、甲状腺ホルモンの検査を行いました。その結果、いずれの成分も検出されませんでした。

また、強壮効果を標榜する「いわゆる健康食品」22検体について、シルデナフィル、タダラフィル、バルデナフィル、ホンデナフィル、キサントアントラフィル、チオキナピペリフィル、メチルテストステロン、ヨヒンビンの検査を行いました。その結果、ヨヒンビンが1検体から検出され、医療安全課に報告しました。

要注意健康食品シリーズ⑪

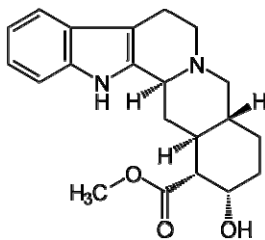
～ヨヒンビンについて～

ヨヒンビンとは、ザイールやカメルーンなどに生育するアカネ科の植物ヨヒンベ(*Pausinystalia yohimbe*)から発見されたアルカロイドに属する成分です(構造式は下図のとおり)。特にヨヒンベの樹皮は古くからアフリカの民間療法で強精、媚薬として使用されてきました。ヨヒンベは国外では食品の範疇に入ることもありますが、日本では「専ら医薬品」の扱いとなっています。また、ヨヒンビンは劇薬に指定されており、その塩酸塩は、勃起障害改善のための医薬品として販売されています。ヨヒンビンは、妊婦・授乳婦または小児は使用するべきではなく、専門家の指示のもと以外では使用してはいけない成分です。また、長期間の使用は不可で、副作用として神経興奮、震え、不安、心拍数の増加、動悸、血圧上昇、吐き気などがあります。

当所では平成22年度から24年度においての試買検査および健康被害の原因究明調査で、いわゆる健康食品3検体からヨヒンビンを検出しました。ヨヒンビンの薬効から強壮・強精を謳った製品が多い中、ダイエットを目的とした製品にもヨヒンビンが含まれていました。同様な事例を大阪府でも発表しており、想定外の成分についても見逃さないように監視、検査を行っていく必要があります。ヨヒンビンが含まれていた製品についての詳細は、厚労省ホームページ(アドレスは下記に表示)を参照してください。

厚労省ホームページ：“強壮目的で使用される医薬品成分が検出された製品について”

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/diet/other/060119-1.html>



ヨヒンビンの構造式

分子式 $C_{21}H_{26}N_2O_3$

分子量 354.5

【 検査研究課 薬事担当 】